

Q&Aコーナー

平成21年10月～公的年金より住民税(市・府民税)の「引き落とし」【特別徴収】が始まっています。

公的年金からの特別徴収とは、公的年金に係る所得に対する市・府民税を年金から引き落とし、年金支払者(日本年金機構など)が市へ納入する方法です。

対象者

- 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務がある人が対象となります。ただし、以下の人については対象となりません。
 - 介護保険料が年金より「引き落とし」されていない人
 - 公的年金の支払額が年間18万円以下の人
 - 対象の住民税額が「引き落とし」される公的年金の額を超える人

「引き落とし」の対象となる年金

老齢または退職を支払事由とする年金、老齢(基礎)年金・退職年金等が対象です。非課税の障害年金および遺族年金からは住民税の引き落としはされません。

「引き落とし」される住民税額

「引き落とし」されるのは、年金所得に係る住民税のみです。給与所得・事業所得などに係る住民税は、これまでどおり給与からの「引き落とし」【特別徴収】、または納付書で納めていただきます【普通徴収】。

「引き落とし」が中止となる場合

「引き落とし」開始後、泉佐野市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などになった場合は、「引き落とし」が中止となり納付書で納めていただくこととなります【普通徴収】。ただし、年金支払者(日本年金機構など)が特別徴収を停止するまでに一定の時間を要するため、【普通徴収】に切り替わった後でも、公的年金から「引き落とし」されてしまう場合があります。その場合、後日、差額分が還付されます。

納付方法

- 今年度より公的年金から「引き落とし」【特別徴収】になる人(昨年度、公的年金からの【特別徴収】が停止になった人も含む)
「引き落とし」【特別徴収】の開始(再開)は、平成25年10月支給分の公的年金からとなります。そのため、25年度の住民税のうち半分については、平成25年6月と8月に納付書で納めていただきます【普通徴収】。
- 昨年度以前より公的年金から「引き落とし」【特別徴収】で納付されている人
引き続き年金からの特別徴収となります。平成25年2月に引き落としされた税額と原則同じ税額が、平成25年4月・6月・8月の年金から仮徴収として「引き落とし」されます。25年度年税額から仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を、10月・12月・平成26年2月にそれぞれ1/3ずつ引き落としさせていただきます[下表の例では、(年税額①45,000円) - (仮徴収税額②30,000円) = 15,000円]。25年度年税額が仮徴収税額より少ない場合、制度上、いったん仮徴収税額で引き落としさせていただきますが、差額は後日、仮徴収後に還付となります。

- ◆今年度から特別徴収になる場合(特別徴収は10月から)
(昨年度、公的年金からの特別徴収が停止になった場合)

[例] 25年度年税額が6万円の場合

25年度						
徴収方法	納付書で納める【普通徴収】		公的年金から「引き落とし」【特別徴収】			
	徴収月	25年6月	25年8月	25年10月	25年12月	26年2月
徴収月	25年6月	25年8月	25年10月	25年12月	26年2月	
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円	
税額	25年度年税額の半分を2分割		25年度年税額の半分を3分割			
年税額	60,000円					

- ◆昨年度以前から特別徴収で納付している場合

[例] 24年度年税額が6万円、25年度年税額が4.5万円の場合

25年度						
徴収方法	公的年金から「引き落とし」【特別徴収】					
	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
徴収月	25年4月	25年6月	25年8月	25年10月	25年12月	26年2月
徴収月	25年4月	25年6月	25年8月	25年10月	25年12月	26年2月
	10,000円	10,000円	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
税額	25年2月(前年度)と同じ額			25年度年税額から仮徴収した額を差し引いた額の残りを3分割		
	② 30,000円			① - ② = 15,000円		
年税額	① 45,000円					

公的年金等受給者のみなさんへ

公的年金等の所得のみの人は、確定申告書または市・府民税の申告書を提出した人を除いて『公的年金等支払報告書』の内容で市・府民税を算出しています。医療費控除や、公的年金等から引き落としされた介護保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料以外の社会保険料控除などは『公的年金等支払報告書』の内容に含まれていませんので、申告をしていただくことにより税額が減額になる場合があります。なお、親族の人の社会保険料について、その人の年金から引き落としされた社会保険料は、あなたの社会保険料控除として申告していただくことはできません。

公的年金等の収入金額が400万円以下のため確定申告書を提出しなかった人も、市・府民税の申告をすると税額が減額される場合がありますので、忘れずに申告してください。

退職したときの市・府民税は？

Q 平成24年12月で会社を退職し、現在仕事をしていませんが、平成25年度市・府民税納税通知書が送られてきました。平成24年度の市・府民税は毎月の給与から引き落としされ、退職の際、最後の給与から市・府民税の残税額を徴収してもらいましたので、これはまちがいでないでしょうか？

A 市・府民税は、所得を得た翌年に課税され、納付する仕組みになっています。今回送付させていただいた平成25年度市・府民税納税通知書は、あなたが昨年中(平成24年中)に得た収入に対するものです。なお、現在お勤めの人でしたら給与からの引き落としで納付する方法に変更することができます。変更を希望される場合は、現在お勤めの会社に納税通知書を持参し、給与事務担当者から市役所の市民税担当に申し出ただけであれば変更ができます。

どのような人には市・府民税がかからないの？

Q 市・府民税はすべての人が納めなければならないのですか？

A 次の①から③に該当する人には市・府民税はかかりません。

- ① 生活保護法の規定によって生活扶助を受けている人(教育扶助や医療扶助を受けているだけではこれに該当しません)
- ② 障害者・未成年者・寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の人
- ③ 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 $32万円 \times (本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + (※) 19万円$

※控除対象配偶者または扶養親族が居る場合のみ19万円を加算します。扶養親族数には、扶養控除の対象にならない年少扶養親族も含まれます。
◆例えば扶養親族のない場合、給与収入だけの人は給与収入97万円以下、公的年金等の収入だけの人は65歳以上(昭和23年1月1日以前に生まれた人)で公的年金等の収入152万円以下、65歳未満(昭和23年1月2日以降に生まれた人)で公的年金等の収入102万円以下の人は市・府民税はかかりません。

亡くなられた人の市・府民税は？

Q 私の夫は平成25年2月に亡くなりましたが、納税通知書が届きました。死亡した人に対する市・府民税は納める必要があるのでしょうか？

A 市・府民税は1月1日に住所のある市町村において、前年中の所得に対して1年分の税金が課税されます。したがって、死亡した日が平成25年1月2日以降で平成24年中の所得金額が課税される金額を超える場合は平成25年度の市・府民税は課税され、相続人に引き継がれることになります。

雑所得ってなに？

Q 公的年金の受給者ですが、送られてきた課税明細書のなかに雑所得と書いてあります。この雑所得とはどんなものですか？

A 所得は税金を計算するにあたり、事業所得・不動産所得・給与所得・雑所得・一時所得・配当所得・利子所得・譲渡所得・退職所得・山林所得の10種類に区分されます。

雑所得とはほかの9種類の所得のいずれにもあたらない所得をいい、具体的には次のようなものがあてはまります。

- 国民年金・厚生年金・共済年金や恩給などの公的年金等
- 著作権の使用料、講演料に係る所得
- 金銭の貸付による所得

以上のことから、公的年金等による収入は雑所得として市・府民税が課税されます。

※公的年金等に係る雑所得金額の計算

昭和23年1月2日以降に生まれた人		昭和23年1月1日以前に生まれた人	
年金の収入金額(A)	雑所得金額	年金の収入金額(A)	雑所得金額
1,300,000円以下	(A) × 1 - 700,000円	3,300,000円以下	(A) × 1 - 1,200,000円
4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 375,000円	4,100,000円以下	(A) × 0.75 - 375,000円
7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 785,000円	7,700,000円以下	(A) × 0.85 - 785,000円
7,700,000円超	(A) × 0.95 - 1,555,000円	7,700,000円超	(A) × 0.95 - 1,555,000円

扶養にとれる条件とは？

Q 私には同居の68歳の父親がおり、父親の前年の収入は厚生年金の収入金額150万円のみです。私の扶養親族として申告することができますか？また、同居の兄も父親を扶養親族として申告することができますか？

A 扶養にとれるのは、生計を一にしている親族(他の人の控除対象配偶者や扶養親族、青色事業専従者給与の支払を受ける人や事業専従者を除く)のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。従ってあなたのお父さんの場合、収入金額150万円から公的年金等控除額120万円を差し引いた30万円が合計所得金額となり、あなたの扶養親族として申告することができますが、あなたがお兄さんのどちらか一方でしか扶養親族として申告することができませんのでご注意ください。なお、16歳未満(平成9年1月2日以降に生まれた人)の年少扶養親族については、扶養控除の対象となりません。

※給与収入(パート収入)のみの場合は給与収入103万円以下の人、公的年金等収入のみの場合は、65歳以上(昭和23年1月1日以前に生まれた人)で公的年金等の収入158万円以下、65歳未満(昭和23年1月2日以降に生まれた人)で公的年金等の収入108万円以下の人を扶養親族として申告することができます。

※16歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除は廃止されましたが、市・府民税の非課税限度額の算定をする時や、寡婦・寡夫控除を適用する時の扶養親族には従前どおり年少扶養親族の人数を含めて算定します。また、年少扶養親族が障害者である場合は障害者控除が適用されます。

寡婦・寡夫控除とはどのような控除ですか？

A **寡婦** 夫と死別または離婚後婚姻していない人で扶養親族がいる人や、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子がいる人(子は、他の人の控除対象配偶者または扶養親族とされていない場合に限る)
なお、夫と死別後婚姻していない人で、扶養親族や生計を一にする子がいない人でも合計所得金額が500万円以下であれば該当します。

特別寡婦 上記の条件に該当し、かつ扶養親族である子を有し、合計所得金額が500万円以下の人
寡夫 妻と死別または離婚後婚姻していない人で、生計を一にする総所得金額等が38万円以下の子を有し、合計所得金額が500万円以下の人(子は、他の人の控除対象配偶者または扶養親族とされていない場合に限る)
※扶養親族には、扶養控除の対象にならない年少扶養親族も含まれます。